

厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する看護配置について

○一般病棟（B病棟） 48床

- ・ B病棟では、急性期一般入院料2を算定しています。
- ・ B病棟では、1日につき13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

※時間帯毎の配置は下記のとおりです。

8：30～17：00 看護職員1人あたりの受け持ち患者数： 6人以内

17：00～8：30 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：14人以内

○療養病棟（A病棟41床・さくら病棟36床） 計77床

- ・ A病棟及びさくら病棟では、療養病棟入院基本料1を算定しています。
- ・ A病棟及びさくら病棟では、あわせて1日につき12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と13人以上の看護補助者が勤務しています。

※時間帯毎の配置は下記のとおりです。

8：30～17：00 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：10人以内

看護補助者1人あたりの受け持ち患者数：13人以内

17：00～8：30 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：37人以内

看護補助者1人あたりの受け持ち患者数：25人以内

2. 入院時食事療養費について

入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

3. 入院医療にかかる特別の療養環境の提供について

当院は、患者さんへの情報提供と患者さんの自由な選択と同意がされることにより、特別の療養環境を提供し、料金を頂いております。

| 病室等 | 単位 | 料金（税込） |
|---|-------|--------|
| 個室 301号室 | 1日につき | 2,200円 |
| 個室 455号室 | 1日につき | 2,200円 |
| 個室A（351, 353, 358, 361, 363号室） 設備等）洗面・電話・バス・トイレ | 1日につき | 7,700円 |
| 個室B（352, 355, 356, 357, 360, 362, 365号室） 設備等）洗面・電話 | 1日につき | 5,500円 |

4. 保険外負担について

入院の際等に、以下の物について、その使用料・利用回数等に応じて実費の負担をお願いしております。

| 項目 | 内容 | 単位 | 税込料金 |
|----------|---------------|-------|--------|
| リース代 | 病衣 | 1日につき | 66円 |
| | 下着（上） | 1枚につき | 110円 |
| 日用品 | 石鹸・シャンプー | 1回につき | 33円 |
| 死後処置料 | エンゼルセット | 1セット | 5,500円 |
| | ベイジングウェア | 1着 | 5,500円 |
| | 処置料 | 一式 | 5,500円 |
| 付添寝具一式 | 寝具と折り畳みベッドの場合 | 一晚につき | 1,100円 |
| 紙おむつ尿パッド | おむつ（外側） | 1枚につき | 99円 |
| | おむつ（一体型） | 1枚につき | 143円 |
| | リハビリパンツ | 1枚につき | 121円 |
| | 尿取りパッド | 1枚につき | 121円 |
| 口座振替手数料 | 第四北越銀行 | 1回につき | 55円 |
| | 県内に本店をおく金融機関 | 1回につき | 83円 |
| | 県外に本店をおく金融機関 | 1回につき | 154円 |

5. 入院期間が180日を超える長期入院にかかる特別の料金について

通算入院期間が180日を超える長期入院患者様は、入院料の一部を患者様の実費負担として下記の料金を徴収しております。

ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある場合はこの限りではありません。

一般病棟入院基本料… 1日あたり2,722円

6. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、オンライン請求を行っております。オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧活用できる体制を有しています。マイナ保険証の利用を促進しています。

8. 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給が不安定な状況においても、患者さんに必要な治療を継続して提供できるよう、次の取組を行っています。

① 後発医薬品の適切な採用

後発医薬品の採用にあたっては、品質、安全性、安定供給体制等に関する情報を収集し、院内で検討のうえ、適切に採用しております。

② 医薬品供給不足時の対応体制

一部の医薬品について、全国的に供給が不安定な状況が続いています。

当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、治療計画の見直しや代替薬の検討など、医師、薬剤師その他関係職種が連携し、適切に対応いたします。

③ 薬剤を変更する場合の説明

医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合があります。薬剤を変更する場合、患者さんに十分説明したうえで対応いたします。

④ 地域連携および医薬品流通への配慮

当院では、地域の医療機関、保険薬局、関係団体等との連携を図りながら、医薬品の安定供給に協力してまいります。また、適正な在庫管理に努め、医薬品の円滑な流通にも配慮してまいります。・当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、積極的に使用をしております。

9. 一般名処方加算について

- ・当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※長期収載品について

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療 になります。